

平成 26 年 10 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目2番1号
日本ヘルスケア投資法人
代表者名 執行役員 藤岡 博史
(コード番号: 3308)

資産運用会社名
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 章
問合せ先 代表取締役副社長 篠塚 裕司
TEL. 03-6757-9600

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本ヘルスケア投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 26 年 10 月 1 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場するに当たって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 募集投資口数 39,000 口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) 平成 26 年 10 月 27 日(月)(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (3) 払込金額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 未定
(募集価格) 発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 1210 条に規定するブックビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)及びみずほ証券株式会社(以下主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)に全投資口を買取引受けさせる。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、発行価格等決定日に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行う。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。但し、下記(11)に記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格(募集価格)と払込金額(発行価額)との差額の総額は、引受人の手取金とする。
- (8) 需要の申告期間 平成 26 年 10 月 20 日(月)から平成 26 年 10 月 24 日(金)まで
(ブックビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 平成 26 年 10 月 28 日(火)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

日本ヘルスケア投資法人

Nippon Healthcare Investment Corporation

- (11) 払 込 期 日 平成 26 年 11 月 4 日(火)
- (12) 受 渡 期 日 平成 26 年 11 月 5 日(水)
- (13) 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。但し、発行価格に係る仮条件の決定は、執行役員に一任する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 投 資 口 数 2,000 口
上記売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が株式会社大和証券グループ本社から2,000口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。但し、かかる貸借は、一般募集における本投資口のうち、6,080口が株式会社大和証券グループ本社に販売されることを条件とする。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 平成 26 年 10 月 28 日(火)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
- (8) 受 渡 期 日 平成 26 年 11 月 5 日(水)
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 2,000 口
- (2) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) 発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) の 総 額
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 投 資 口 数 大和証券株式会社 2,000 口
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 平成 26 年 12 月 2 日(火)
(申 込 期 日)
- (7) 払 込 期 日 平成 26 年 12 月 3 日(水)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

日本ヘルスケア投資法人

Nippon Healthcare Investment Corporation

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成 26 年 11 月 5 日(水)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹会社である大和証券株式会社(以下「大和証券」)が株式会社大和証券グループ本社から 2,000 口を上限として借入れる本投資口(但し、かかる貸借は、一般募集における本投資口のうち、6,080 口が株式会社大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。以下「借入投資口」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は平成 26 年 10 月 1 日(水)開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする本投資口 2,000 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成 26 年 12 月 3 日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から平成 26 年 11 月 28 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資口は、全て借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記のシンジケートカバー取引に係る借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による株式会社大和証券グループ本社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	19,800 口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	39,000 口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	58,800 口
本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	2,000 口(注)
本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	60,800 口(注)

(注)本件第三者割当の募集投資口数の全口数について大和証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の投資口数を記載しています。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

6,150,000,000 円(上限)

(注)一般募集における手取金 5,850,000,000 円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 300,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

日本ヘルスケア投資法人

Nippon Healthcare Investment Corporation

(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

一般募集における手取金及び第三者割当による新投資口発行の手取金上限につきましては、本投資法人が取得を予定している特定資産の取得資金及び取得に係る諸費用並びに借入金の返済資金に充当します。

5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する配分先として、資産運用会社の株主である株式会社大和証券グループ本社に対し、一般募集における本投資口のうち、6,080 口を販売する予定です。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成 27 年 4 月期(第 2 期)及び平成 27 年 10 月期(第 3 期)の運用状況の予想について」をご参照ください。

7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

払込年月日	摘要	発行済投資口数(口)		出資総額(百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成26年1月7日	私募設立	1,000	1,000	100	100	(注1)
平成26年4月3日	私募増資	18,800	19,800	1,880	1,980	(注2)

(注1) 1口当たりの発行価格100,000円にて本投資法人が設立されました。設立時における投資口の引受けの申込人は、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社です。

(注2) 1口当たりの発行価格100,000円にて、取得物件の取得資金等の調達を目的として日本エイチ・シー投資事業有限責任組合及びアジアクワトロ投資事業有限責任組合に対して投資口を追加発行いたしました。

8. 売却・追加発行等の制限について

(1) 一般募集に関連して、株式会社大和証券グループ本社に、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 360 日目の日に終了する期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、保有する本投資口の売却等(但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の大和証券株式会社への貸付け等を除きます。)を行わない旨を約していただく予定です。

上記の場合において、大和証券株式会社は、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(2) 日本エイチ・シー投資事業有限責任組合、アジアクワトロ投資事業有限責任組合及び大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社(以下総称して「既存投資主」といいます。)は、本日現在本投資口をそれぞれ 9,900 口、8,900 口及び 1,000 口保有する本投資法人の投資主です。各既存投資主は、一般募集に関連して、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、保有する本投資口の売却等を行わないことに合意しています。

上記の場合において、大和証券株式会社は、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(3) 本投資法人は、一般募集に関連して、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等(但し、一般募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。)を行わないことに合意しています。

上記の場合において、大和証券株式会社は、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(4) 更に、上記(2)に記載の制限とは別に、日本エイチ・シー投資事業有限責任組合及びアジアクワトロ投資事業有限責任組合は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口について、上場(売

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

日本ヘルスケア投資法人

Nippon Healthcare Investment Corporation

買開始)日以降6ヶ月を経過する日まで所有することとされています。

以 上

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。